

大東町内会防災会規約

(名称)

第1条 この会は、大東町内会防災会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、町内居住者の近隣友愛と協調の精神に基づき自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及、広報活動に関すること。
 - (2) 地震等による被害の予防に関すること。
 - (3) 防災計画の作成に関すること。
 - (4) 防災訓練の実施に関すること。
 - (5) 防災資材および機材の備蓄に関すること。
 - (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。
- 2 大規模地震等（地震では震度5強以上）が発生し、「藤沢市災害対策本部」が設置された場合、これに連動して、「大東町災害対策本部」を設置し、次の応急対策を行う。災害対策本部長は、防災会長とし、副本部長は、防災会副会長とする。
- (1) 町内居住者の被害状況（人の安否、家屋損壊等）の収集確認。
 - (2) 公共的施設の被害情報の収集と情報提供。
（電気、ガス、水道、交通機関、日用品店、医療施設等生活に密接するものの被害状況と復旧時期など）
 - (3) 初期消火、被災者に対する救出救護、避難誘導。
 - (4) その他、災害対策の総括的事項。

(会員)

第4条 本会は、大東町内会の構成員をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 正・副会長
 - (2) 防災会役員
 - (3) 監事
 - (4) 町内在住の民生委員
 - (5) その他、会長が特に必要と認めた者
- 2 役員任期は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第6条 会長は本会を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

また、本防災組織の円滑な推進のため、日頃から藤沢市の各防災組織と連絡を密にしておく。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を行う。

3 監事は、本会の会計を監査する。

(役員を選任)

第7条 防災会の会長、副会長、監事及び役員は、それぞれ町内会の会長、副会長
監事及び役員が兼ねる。

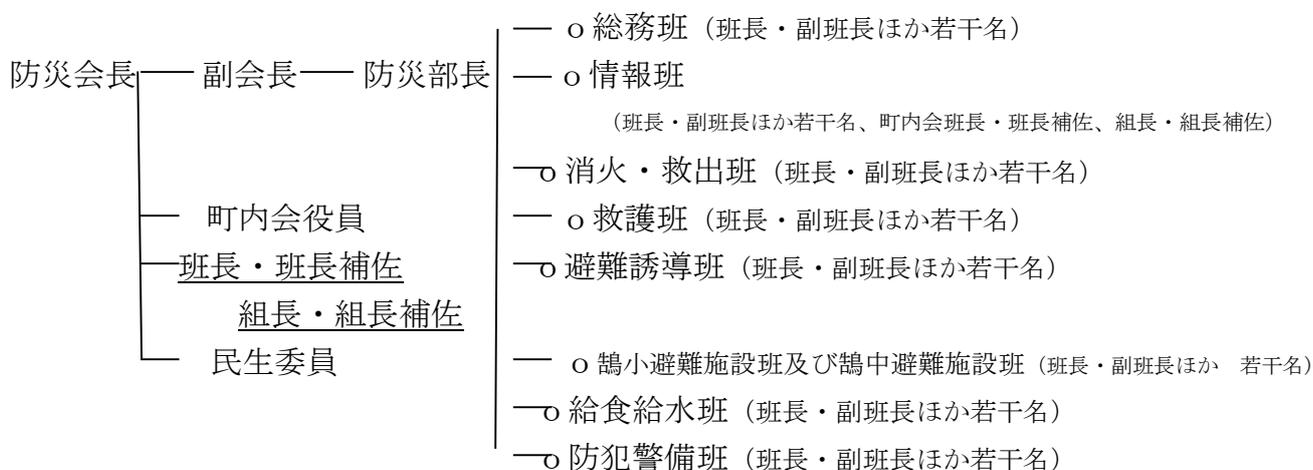
役員は、町内会の役員、班長・班長補佐及び組長・組長補佐が兼ねる。 また、会
長の推薦により町内会役員会の承認を得て、別の役員を委嘱する事が出来る。

2 町内会の防災力を高めるため、町内会に班長補佐及び組長補佐を設け、前年度の
班長・組長にその任を委嘱する。

3 町内会の班長・班長補佐及び組長・組長補佐は、情報班として、主に地域内の安否
情報、被災地状況等の情報収集・伝達を行う防災会役員と位置づける。

(組織)

第8条 防災活動を効果的に推進するため、次のとおり防災組織を編成する。



※災害時は皆さんが協力して、できる方が行いましょう!!

2 防災各班の班長・副班長および班員は町内会長の推薦により町内会三役会の承認を得
て、会長が委嘱する。

(防災計画)

第9条 本会は、地震等による被害の防止および軽減を図るため、防災計画を
作成する。

2 防災計画は次の事項について定める。

- (1) 防災組織の編成および任務分担に関すること。
- (2) 防災に関する知識の普及、広報活動に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の災害時における情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、
救出救護および避難誘導に関すること。
- (5) 防災資材および機材備蓄に関すること。
- (6) その他必要な事項。

(経費)

第10条 本会の経費は、町内会総会の議決を経て別に定める。

(雑則)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会の議決を経て会長がこれを定める。

ただし、非常時で緊急決定を要する事項については会長が専決し、事後承認とすることができるものとする。

付 則

(施行日)

1. 従前の規約を一部改正し、この規約は平成 15 年 11 月 15 日から施行する。
2. 従前の規約を一部改正し、この規約は平成 23 年 4 月 16 日から施行する。
3. 従前の規約を一部改正し、この規約は平成 28 年 4 月 9 日から施行する。
4. 従前の規約を一部改正し、この規約は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

<参考>

防災組織の役割分担（案）イメージ

具体的アクションプランは、防災計画のマニュアルで明確化する。

総務班：総務全般を所掌する。

情報班：○要支援者を含む町内居住者の安否確認。

○班・組内の居住者の家屋損壊等の被災状況および公共的施設の被害情報の情報収集・伝達。

（電気、ガス、水道、交通機関、日用品店、医療施設等生活に密接するものの被害状況と復旧時期など）

○行政や本部長指示事項等の町内会員への連絡。

○地域防災拠点（鶴沼市民センター）との連絡調整。

○デマ情報防止

消火・救出班： 消火器具等による消火、自衛消防隊の初期消火への協力。

町内への出火防止と初期消火の呼びかけ。

消化器具の点検と消化技術の習得。

負傷者の救出および搬出。

救護班：負傷者の応急手当、医師との連携。

利用可能医療機関調査。

避難誘導班：複数の避難経路・避難場所の把握。安全な場所への誘導、避難者の氏名等の把握と本部への報告

避難施設班：鶴中、鶴小等の避難施設の設営および運営

給食給水班：食料・飲料水の調達および各人に効率よく配る。

食料の炊き出し。

食料・飲料水の備蓄

防犯警備班：町内巡回、安全確認

大東町内会防災会個人情報の保護に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、大東町内会防災会が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この規定は、個人情報の適正な取扱いに関し、大東町内会防災会が遵守すべき義務等を定めることにより、当該防災会の区域内に居住する災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第3条 この規定において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規定において「保有個人情報」とは、大東町内会防災会が保有する、要援護者に係わる個人情報をいう。

3 この規定において「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(利用目的の特定)

第4条 大東町内会防災会が、個人情報を取扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 利用目的は、火災・地震等の災害時に要援護者の援護を行う場合、避難支援体制を構築する場合、又は、それに準ずる場合で会長が認めたものとする。

3 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第5条 大東町内会防災会は、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

(適正な取得)

第6条 大東町内会防災会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 大東町内会防災会は、要援護者からの申し出を受理することに伴い、避難支援希望の申出書類に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載

された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(適正な管理)

第8条 大東町内会防災会は、個人情報の保護を図るため個人情報管理責任者を定め、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 正確かつ最新なものとする。
- (2) 漏えい、滅失又は棄損その他の事故を防止すること。
- (3) 管理する必要がなくなったときは、速やかに廃棄又は消去すること。

(第三者提供の制限)

第9条 大東町内会防災会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで保有個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに協力する場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 大東町内会防災会の役員及び役員であった者並びに要援護者の支援者及び支援者であった者は、大東町内会防災会が作成する要援護者名簿等に記載された個人情報を利用する場合は、大東町内会防災会が定める利用目的の範囲内とし、支援関係者以外の第三者に提供してはならない。

(利用目的の公表)

第10条 大東町内会防災会は、保有する個人情報の利用目的及び次条の規定による開示等の請求に応じる手続きの方法を、大東町内会防災会が発行する会報等に掲載するなどの手段により、要援護者の知り得る状態に置かなければならない。

(開示等)

第11条 大東町内会防災会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示しなければならない。

なお、開示の求めができる者はこの要援護者とし、本人が開示を求めることができない又はやむを得ない理由があると認めるときは、代理人によってすることができるものとし、次項以下についても同様とする。

2 大東町内会防災会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないという理由によって当該保有個人情報の内容の訂正を求められた場合には、利用目的の達成

に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行わなければならない。

なお、保有個人情報の内容の全部若しくは一部について訂正を行ったとき又は訂正を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

- 3 大東町内会防災会は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報が第6条の規定に反して取り扱われているという理由又は第7条の規定に反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を求められた場合でその求めに正当性があると判明したときは、必要な範囲で、遅滞なく当該保有個人情報の利用停止等を行わなければならない。

(理由の説明)

- 第12条 大東町内会防災会は、前条の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(苦情の処理)

- 第13条 大東町内会防災会は、保有する個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(取扱い事務の継承)

- 第14条 大東町内会防災会の役員に改選があったときは、新旧の役員は要援護者名簿等について、すみやかに引継ぎを行わなければならない。

付則

1. この規程は、平成22年9月4日から暫定施行する。
2. この規程は、平成23年度総会の承認を得たときより施行する。